

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十八年十月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年八月二十六日奈良県指令建第九八―九九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年十月七日建第八七八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市五井町一九七番二、一九八番二、一九九番二、二〇〇番二及び二〇一番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市曲川町五丁目六番二八号

安田ひろゑ

一 許可番号

平成二十八年一月二十九日奈良県指令建第九六―一八三号

平成二十八年九月二日奈良県指令建第九六―一八三一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年十月十一日建第八七八号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年十月十一日建第五二三六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡三郷町勢野西二丁目二八五二番三、二八五二番四、二八五三番二及び二八五

三番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市西真美二丁目四番地の一

株式会社ルーフホーム 代表取締役 小山大介

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡三郷町勢野西二丁目二八五二番三、二八五二番四、二八五三番二の一

部及び二八五三番三

下水道 生駒郡三郷町勢野西二丁目二八五二番三及び二八五三番二の各一部